

# 私有林整備に関する補助事業について

私有林整備を促進するため、国・北海道・中札内村では様々な補助を実施しています。  
主な補助事業については下記のとおりです。

## 【植栽に対する補助事業】

- ◇森林環境保全直接支援事業（国が事業費全体の最大68%負担）
- ◇豊かな森づくり推進事業（北海道と市町村が事業費全体の最大26%負担）

上記の補助事業を組み合わせることで、所有者は事業費全体の**6%**負担で植栽が可能です。

※植栽に対する補助は伐採してから**2年以内の林地**が対象となります。

	村	道	国
	10%	16%	68%

所有者の負担：6%

## 【下刈・除間伐に対する補助事業】

- ◇森林環境保全直接支援事業（国が事業費全体の最大68%負担）
- ◇造林推進事業（中札内村が下刈・除間伐の事業費全体の最大26%負担）

上記の補助事業を組み合わせることで、所有者は事業費全体の**6%**負担で下刈・除間伐が可能です。

※下刈に対する補助は林齢が**10年以下**が対象となります。

※除伐に対する補助は林齢が**11年～25年**が対象となります。

※間伐に対する補助は林齢が**60年以下**が対象となります。

	村	国
	26%	68%

所有者の負担：6%

## 【業者について】

◇中札内村で主に森林整備事業を受託しているのは十勝広域森林組合です。

◇森林組合に施業を依頼したい方は、村で取り次ぎが可能ですのでご連絡ください。

※道外から事業を受託し施業を実施したケースもあります。



## 【注意点】

◇補助事業を受けることができる山林は、村の森林整備計画対象森林です。ご自身がお持ちの山林が対象になっているかわからない場合は村担当者へご連絡ください。

◇事業実施前に、村と経営計画を立てる必要があります。計画がない事業に対しては補助金を交付できません。

◇予算には上限があり、次年度以降でなければ補助金が交付できない場合があります。

## 【問い合わせ先】 不明な点は下記の問い合わせ先まで！！

住所	北海道河西郡中札内村東 1 条南 1 丁目 2 番地 1
担当	産業課産業グループ
電話	0155-67-2495
ファクシミリ	0155-67-2156
メール	s-sangyo@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp

